審　査　要　項

 採点は減点方式で行う

 各項目につき1つ減点（同じ間違いも加算する）

|  |
| --- |
| ①得点の正確性(副審) 正確な技に対するポイント、見えない技への旗表示など ②ルールの適用(主審・副審) ルールの正確な適応、監査との意思疎通など ③位置取り動作(主審) 適正な立ち位置、場外の確認と対応できる位置など ④タイミングと反応(主審) 正確な号令とタイミング、不必要なヤメがないことなど ⑤監査の役割(監査) 正確な役割の実行、場外の確認など  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減点(全国審新規) | 減点（Aランク) | 判定 |
| −1点～2点 | 0点～-1点 | 2点 |
| −3点～4点 | −2点 | 1点 |
| −5点以上 | −3点以上 | 0点 |

★減点方式で7名の審査員が判定を行う。

C.全国組手審判員講習・審査会要領(※公認審判員規程　付録より抜粋)

１　講習の進め方

（１）学科講習

①「空手競技規程（組手競技）」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説

②組手審判員の心構え

（２）実技講習

①ジェスチャー、発声等

②組手審判実技（代表者による組手審判実技で講習することを含む。）

２　試験方法

　（１）筆記試験

　　全日本空手道連盟作成の全国組手審判員用試験を50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう管理する。

（２）実技試験

　　　　受審者が組手審判実技を主審、副審を最低２回行うようにする。

３　試験の採点方法

（１）筆記試験

　　全空連作成の全国組手審判員用試験（１００点満点）を採点する。

（２）実技試験

①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に２点、１点、０点を付け、総合判定する。

②審査長は７人の審査員の得点の合計を算出する。

４　合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　 | 実技試験合計点 | 　筆記試験点数 | 　　　　　留意点 |
| 合格 | １１点以上 | ８０点以上 |  |
| 合格 | １０点 | ９０点以上 | 筆記試験から１０点減点し実技試験点数に１点加点する。 |
| 合格 | 　１４点以上 | ７０点台 | 実技試験から３点減点し筆記試験点数に１０点加点する。 |
| 不合格 | 上記に該当しない者、実技試験が１０点未満あるいは筆記試験が７０点未満の者は不合格とする。 |

５　その他

（１）審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

（２）審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

（３）更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。

D.全国組手審判員（Ａ級ランク付）講習・審査会要領

１　講習の進め方

（１）学科講習

全国組手審判員とおなじ

（２）実技講習

全国組手審判員とおなじ

２　試験方法

　実技試験とし、受審者が組手審判実技を主審、副審を最低２回行えるようにする。

３　試験の採点方法

（１）各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に２点、１点、０点を付け、総合判定する。

（２）７人の審査員の得点の合計を算出する。

４　合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　 | 実技試験合計点 | 　　　　　　留　意　点 |
| 合　格　 | １１点以上 |  |
| 備　考 | １０点 | 「Ａ級補」として、全日本空手道選手権大会などに審判員として採用することもある。 |
| １０点未満 | Ａ級およびＡ級補により構成された全日本空手道選手権大会等の審判員の総数が不足した場合は、Ａ級ランク付け審査会やこれまでの活動実績を考慮し、常任理事会の審議を経て、全日本空手道選手権大会などに審判員として採用することもある。 |

５　その他

（１）　審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

（２）　審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。